

# 特別区設置に伴う住所変更の手続きについて

- ◆これまでの政令指定都市への移行事例等では、公的な住所変更手続きのうち、自動車運転免許証や国民健康保険被保険者証などについては必要ありませんでした。
- ◆今回の特別区設置の際も、公的なものについてはできる限り手続きをしていただく必要がないように設置準備期間中（住民投票後～令和6年12月）に関係機関と調整を行います。
- ◆政令指定都市のうち、最も新しい（平成24年4月移行）熊本市の事例では、次のようなものが不要とされていました。

## 《参考》熊本市において手続きが不要とされていたもの

※熊本市発行「政令指定都市移行に伴うお知らせ」より主なものを抜粋

### 〈暮らし〉

- 電気使用者の住所
- 電話番号、電話帳に記載されている住所
- 預金通帳、キャッシュカード ※1
- 保険証書（証券） ※2
- 都市ガス、水道、下水道使用者の住所
- 保育園在園児、学校等への住所変更手続き
- 旅券（パスポート）申請、交付手続き

※1 「一般的には手続きは必要ありませんが、詳細については、お取り引きの金融機関にお問い合わせください。」との記載あり。

※2 「詳細については、お取り引きの保険会社にお問い合わせください。」との記載あり。

### 〈年金・健康保険関係〉

- 介護保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 国民年金加入者の住所（第1号、第3号被保険者）
- 厚生年金加入者の住所

### 〈福祉・保健関係〉

- 身体障がい者手帳
- 療育手帳
- 精神障がい者保健福祉手帳
- 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過福祉手当
- 自立支援医療費受給者証
- 児童手当

### 〈戸籍・住民票・税金関係〉

- 住民票
- 戸籍
- 印鑑登録、印鑑登録証
- 住民基本台帳カード
- 外国人登録証明書
- 市税等の証明書
- 原動機付自転車の標識(ナンバープレート)の変更

### 〈運転免許・車検証・登記関係〉

- 自動車運転免許証
- 自動車検査証
- 自動車保管場所証明書
- 不動産（土地、建物）登記簿の所在
- 会社等（商業、法人等）登記簿に記録された本店、主たる事務所及び役員の住所

## お問い合わせ窓口

大阪府・大阪市副首都推進局(問い合わせ担当)

TEL/06-6208-8989

FAX/06-6202-9355